

いる¹⁹。

- 開所時間も開所日数と同様、国が新たに基準を定める際には一定の数値は盛り込むべきであると考え、現状の実態や国庫補助基準等を参考に、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするのが適当である。
- 開所時間については、いわゆる「小一の壁」の解消に向けて、保育所を利用する家庭が就学後も引き続き仕事と子育てを両立できるよう、今後の政府や企業等における子育てのための短時間勤務制度等の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備やワーク・ライフ・バランスのための取り組みを図りつつ、子ども・子育て支援新制度の計画作成に当たって市町村が把握する保護者の利用希望も勘案し、各クラブが地域の実情に応じて開所時間を設定することが必要であり、国としても支援していくことが必要である。
なお、児童の健全育成上の観点にも配慮した開所時間の設定が必要である。

(7) その他の基準【参酌すべき基準】

- 上記(1)から(6)までの基準のほか、放課後児童クラブの適正な運営を確保し、質の向上を図るため、他の児童福祉事業等で定められている基準の内容等を参考とし、省令上の基準とすべき事項について検討が必要である。
- 本委員会では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の総則(一般原則等)に規定されている事項等を踏まえ、「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「秘密の保持に関する事」、「保護者、小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めることが適当であると整理した。
- 特に、児童が安全に健やかに過ごすためには、児童への暴力や不公平な取扱いがないよう、児童等の権利擁護や放課後児童クラブの運営における職員の倫理に関する規定を遵守することが重要であり、基準上にも位置付けるべきである。
- このほか、安全管理、おやつ等によるアレルギー対策等の運用上の留意点等について、今後、新たに作成するガイドライン等で示していくべきと考える。

3. その他の論点

(1) 放課後児童クラブの利用手続について

- 放課後児童クラブの利用手続については、児童福祉法に特段の定めがないため、利用申込先や利用決定機関が市町村となっているところとクラブとなっているところ

¹⁹ 本報告書参考資料9「開所時間の状況について(推計)」

があり様々である²⁰。

- このような実態を踏まえると、国が一律に利用手続の方法を示すのではなく、これまでどおり、地域の実情に応じて市町村が適切に利用手続を定め、実施することが適当である。
 - 一方で、今般の児童福祉法の改正により、放課後児童クラブを含む子育て支援事業について、市町村は、必要な情報の収集を行うこととされ、情報の集約が求められることとなった。したがって、市町村は、各クラブの協力を得て、放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対し、必要な情報を提供することが適当である。
- ①あっせん・調整等について
- 上記を踏まえ、市町村はクラブの定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行っていく必要がある²¹。
 - あっせん・調整等を行う場合としては、保護者から求めがあった場合のほか、待機児童が発生した場合に、クラブと市町村とが密接に連携し、その保護者に対し、定員に達していないクラブを紹介する等の方法が考えられる。
 - なお、児童が放課後を過ごす場としては、放課後児童クラブのほか、放課後子ども教室、児童館など多様な居場所があることに留意することが必要である。

②優先利用について

- 放課後児童クラブの対象は、児童福祉法上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、就労等により昼間に保護者のいない家庭の様態は多種多様であり、地域によっては、児童の受け入れに当たって、対象となる児童のうちどの児童から受け入れていくかについて、優先順位を付けて受入れを実施しているところもある。
- 市町村は放課後児童クラブの提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては、優先順位を付けて対応することも考えられる。優先的に受け入れるべき児童の考え方としては、子ども・子育て支援新制度における保育の優先利用の考え方や、放課後児童クラブガイドラインの記載を参考に、例えば以下のよう

²⁰ 利用の申込みについて、市町村が窓口となっている場合が約4割、各クラブが窓口となっている場合が約6割となっている。利用の決定について、市町村が利用決定している場合が約6割、各クラブが利用決定している場合が約4割となっている。(厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ。第3回専門委員会資料1)

²¹ 改正後の児童福祉法では、クラブは市町村が行う情報の収集、あっせん、調整及び要請に対しできる限り協力しなければならないとされている。

な対象者が考えられるが、詳細については、各地域における実情等も踏まえた上で、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理し、国として例示を示すべきである。

- ・ひとり親家庭の児童
- ・生活保護世帯の児童
- ・生計中心者の失業により就労の必要性が高い家庭の児童
- ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な児童
- ・障害のある児童
- ・低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童 など

(2) 対象年齢の明確化について

- 児童福祉法の改正により、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたことも踏まえ、子ども・子育て支援新制度では、市町村は、支援に係る利用希望を把握した上で、事業の量の見込みと提供体制の確保の内容等を盛り込んだ事業計画を策定し、事業等を計画的に実施することで、必要な者が支援を受けられるよう整備を進めていくことが必要である。
- ただし、児童福祉法上の対象年齢は、「事業の対象範囲」を示すものであり、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるように、個々のクラブにおいてすべて6年生までの受入れを義務化したものではない。また、児童が放課後を過ごす場としては、放課後児童クラブのほか、放課後子ども教室、児童館など多様な居場所があることに留意することも必要である。

(3) 放課後子ども教室、児童館との連携等について

- 放課後児童クラブ以外にも、放課後子ども教室や児童館など、放課後の児童の居場所を確保するための事業等が行われている。
- 厚生労働省では、文部科学省と連携して、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的にあるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）を推進している。放課後子ども教室と連携しているクラブは約30%（6,402か所）²²であり、年々増加している。
- また、児童厚生施設（児童館・児童センター）で実施しているクラブは約13%（2,742か所）であり、学校で実施しているものの次に多い。児童館ガイドライン（平成23年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）では、児童館で放課後児童クラブを実施する場合の留意点が示されており、児童館に来館する児童と放課後児童クラブに在籍する児童が共に過ごすことができるよう遊びや活動に配慮することな

²² 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ（平成25年5月1日現在）。

どが示されている。

- これらの事業等と連携し一体的に実施されている場合でも、放課後児童クラブが「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」事業であり、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童の生活の場であることに鑑みた運用上の配慮が必要である。
- さらに、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」は、共に地域における放課後の児童の居場所であり、所管している厚生労働省と文部科学省、または自治体における所管部局間等で放課後の子どもの時間の在り方について共通した認識を持ち、事業のより密接な連携等を推進することが望まれる。

(4) 放課後児童健全育成事業として行わない類似の事業について

- 児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」として事業を実施する場合には、児童福祉法に基づく事前の届出を行い事業を実施することとなるが、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」としては事業を実施しない類似の事業については、児童福祉法上の規制にかかわらず運営することが可能となっている。
- ただし、放課後児童クラブの利用を希望する保護者が、そのクラブが児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」か、本事業の類似の事業であるかを正確に理解した上で、適切に選択できるようにすることが重要であるため、例えば、市町村において届出対象事業者の一覧を作成し、情報提供する等の運用上の工夫が必要である。

(5) その他

- 障害のある児童を受け入れている放課後児童クラブ数、受入児童数は年々増加しており、現状、11,050 か所（約 51%）、25,338 人となっている²³。
- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に掲げる基本理念に沿って、障害のある児童も障害のない児童も日々の生活や遊びを通して共に育ち合うことが大切であるため、障害のある児童が安心して生活できる環境となるよう、障害のある児童の受入体制の充実、強化を図っていくことが必要である。
- また、放課後児童クラブでは、児童の心身の状態、養育の状態について日々の生活の中から観察し、虐待の早期発見に努めることが必要である。被虐待児や養育困難家庭の児童など特別な支援を必要とし、福祉的な介入が必要と考えられるケースについては、児童相談所や市町村の児童福祉・母子保健担当部署等との連携を図ることが必要である。このため、放課後児童クラブについても要保護児童対策地域協議会の構成

²³ 本報告書参考資料 10 「放課後児童クラブにおける障害児の受入推進について」

員として継続的な関わりが持てるよう、今後検討していくべきである。

おわりに

- 本報告書は、本委員会における議論を基に、省令上の基準として定める事項のほか、新たに作成するガイドライン等で示すべき事項、今後取り組んでいくことが期待される事項について、放課後児童クラブの基準に関連する内容について取りまとめたものである。
- これらの基準により市町村が放課後児童クラブの質の改善を図るためには適切な財源の確保が必要である。
- 厚生労働省には、本報告書を踏まえた省令の立案や運用面の改善など必要な対応を行うことにより、放課後児童クラブの質の確保と事業内容の向上を求めるものである。

関連資料

「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」委員名簿

(平成 25 年 12 月 25 日現在)

いしざき 石崎	しょうえい 昭衛	新潟県北蒲原郡聖籠町保健福祉課長
おぎ 尾木	まり まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
かしわめ ◎柏女	れいほう 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
かわつな 川綱	しんじ 新二	文京区柳町児童館館長
さいとう 齋藤	のりこ 紀子	横浜市こども青少年局青少年部放課後児童育成課長
ささがわ 笹川	あきひろ 昭弘	松戸市子ども部子育て支援課長
なかがわ 中川	いちろう 一良	公益社団法人京都市児童館学童連盟常務理事、 健全育成・子育て 支援統括監
のなか 野中	けんじ 賢治	鎌倉女子大学非常勤講師
ほりうち 堀内	ともこ 智子	静岡県健康福祉部理事（少子化対策担当）
まつむら 松村	さちこ 祥子	放送大学教授
よしはら 吉原	けん 健	社会福祉法人東京聖労院参与 (前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長)

(五十音順、敬称略)

【注】◎は委員長

「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」開催経過

回数	開催年月日	議事内容
第1回	平成25年5月29日	○委員長の選任 ○今後の進め方について ○放課後児童クラブの現状について ○フリートーキング
第2回	平成25年6月26日	○放課後児童クラブの基準について ○その他
第3回	平成25年7月24日	○放課後児童クラブの基準について ○その他
第4回	平成25年9月30日	○関係団体からのヒアリング ○その他
第5回	平成25年10月23日	○放課後児童クラブの基準について（これまでの議論を踏まえた更なる検討） ○その他
第6回	平成25年11月11日	○放課後児童クラブの基準について（これまでの議論を踏まえた更なる検討） ○その他
第7回	平成25年12月11日	○報告書（案）について ○その他

参考資料 1

放課後児童クラブの主な改正事項

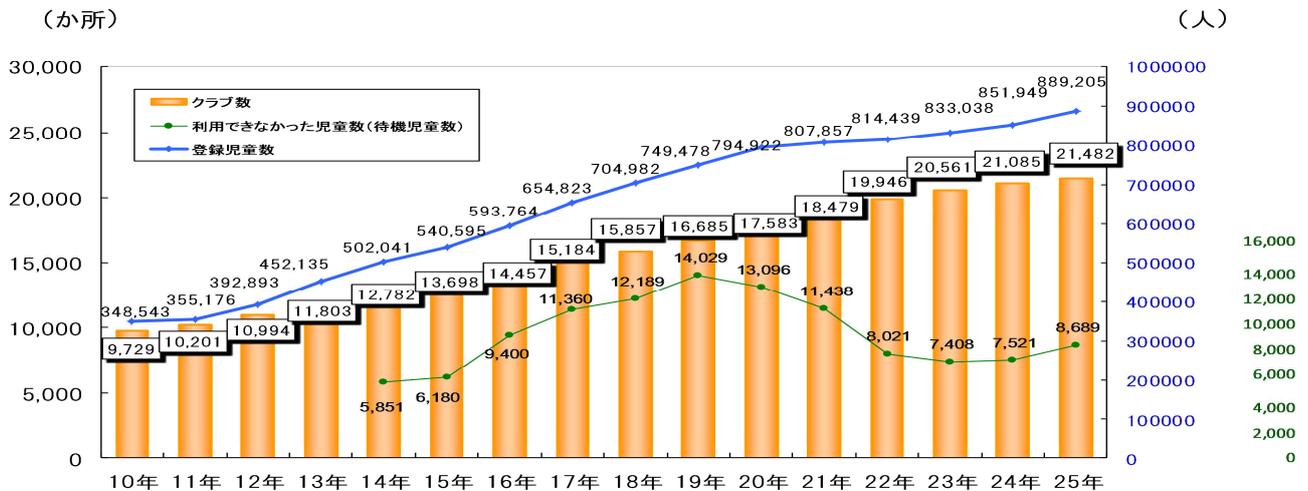
	現行	新制度施行後
対象児童	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆/参・附帯決議)
設備及び運営の基準	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数...従うべき基準] [施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準]
市町村の関与	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先:都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先:市町村]
市町村の情報収集	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供
事業の実施の促進	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など)の貸付け等による事業の促進
計画等	・「市町村行動計画」の策定。 ・総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務	・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 ・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 ・総合的かつ計画的に事業を実施する責務 ※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度取組に依りて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)
費用負担割合	 <p>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ予算計上している。</p>	 <p>※質の改善にかかる費用について、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定) ※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項) ※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。(同法附則第3条) ※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)</p>

参考資料 2

放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

平成25年では、クラブ数は2万1,482か所、登録児童数は88万9,205人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約2.2倍、児童数は約2.6倍となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は、8,689人(最大の19年に比べて約6割)となった。

[参考:クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]

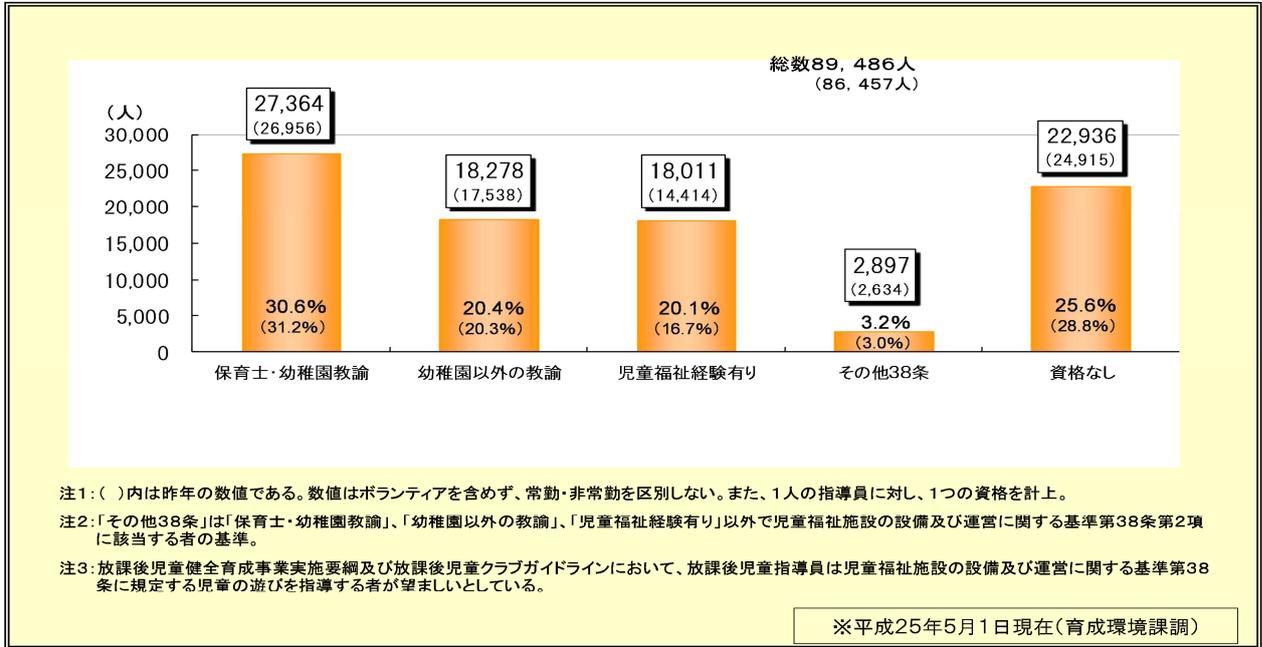


※各年5月1日現在(育成環境課調)

参考資料 3

放課後児童指導員の資格の状況

○ 放課後児童指導員は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者が望ましいとしているが、約25%は、資格なしとなっている。



参考資料 4

「児童の遊びを指導する者」の基準 (「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条)

- ・ 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ・ 保育士
- ・ 社会福祉士
- ・ 高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- ・ 教員免許を有する者(幼稚園、小学校、中学校、高校)
- ・ 大学・大学院で社会福祉学、心理学等の課程を修めて卒業し、児童厚生施設の設置者が適当と認めた者等

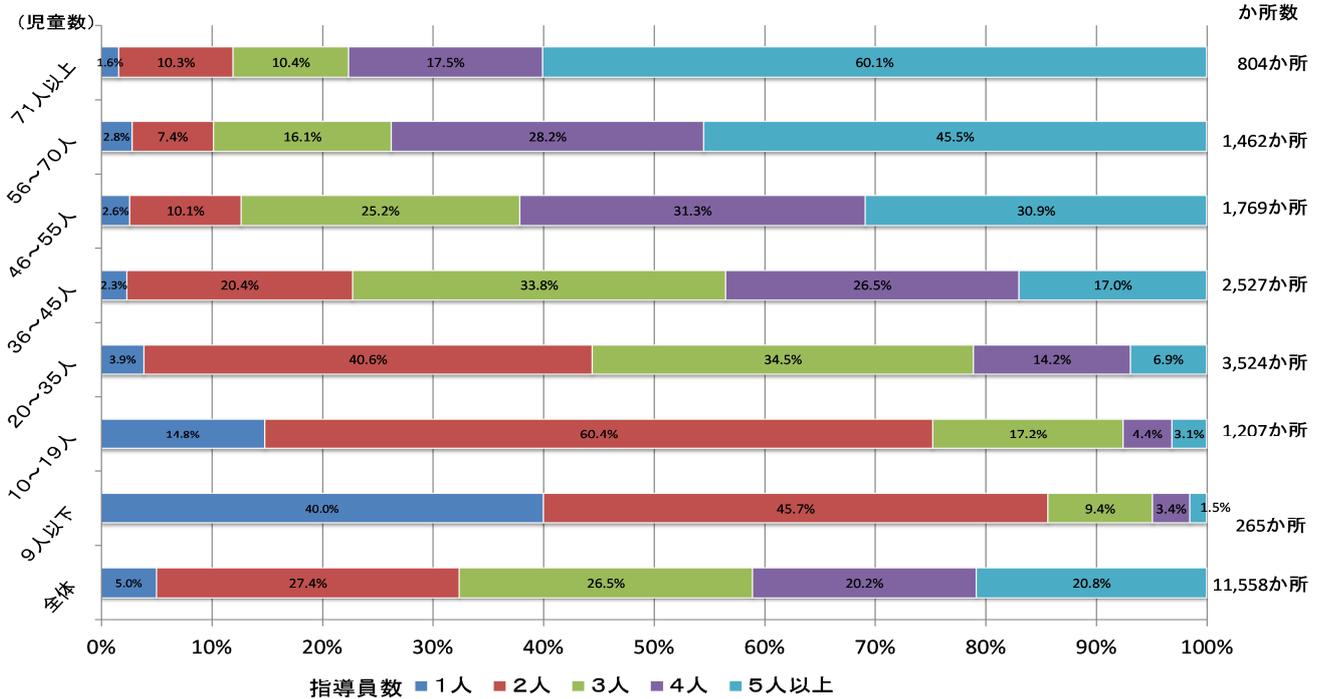
◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)
(職員)

- 第三十八条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。
- 2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
 - 二 保育士の資格を有する者
 - 三 社会福祉士の資格を有する者
 - 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
 - 五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
 - 六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事)が適当と認めたもの
 - イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
 - ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

参考資料5

(参考)

児童数の規模別にみた指導員数の割合



※平成24年10月3日16時頃に從事していた者の数・登録児童数(育成環境課調べ)

N=11,558か所

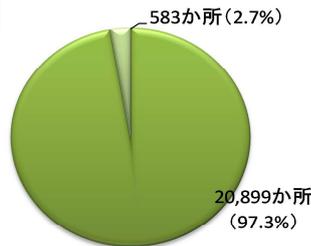
参考資料6

専用スペースの設置状況について

- 現状では、ほぼすべてのクラブが専用スペースを確保している。
- 約8割のクラブで児童1人当たり1.65㎡以上のスペースを確保している。

専用スペースの設置状況

N = 21,482か所



- 専用スペース有り
- 専用スペースなし

※ここでの「専用スペース」とは、放課後児童クラブの実施時間に専用で利用できる部屋又はスペースをいう。

※平成25年5月1日現在(育成環境課調)

児童1人当たりの面積

N = 21,482か所

※平成25年5月1日現在(育成環境課調)

